

さいたま市告示第783号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年5月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパービバホーム岩槻店

所在地 さいたま市岩槻区府内三丁目1275-1 他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社LIXILビバ

代表者氏名 代表取締役 渡邊 修

住所 さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
A-1 店舗東駐車場	534台
A-2 店舗北東隔地駐車場	198台
A-3 店舗南東隔地駐車場	55台
A-4 店舗南隔地駐車場	190台
計	977台

(変更後)

位置	収容台数
A-1 店舗東駐車場	534台
A-2 店舗北東隔地駐車場	69台
A-3 店舗南隔地駐車場	124台
計	727台

(i) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
B-1 店舗南東駐輪場	138台
B-2 店舗東駐輪場	155台
B-3 店舗北駐輪場	123台
B-4 店舗北東駐輪場	92台
計	508台

(変更後)

位置	収容台数
----	------

B-1 店舗南東駐輪場	138台
B-2 店舗東駐輪場	55台
計	193台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	利用可能時間帯
A-1 店舗東駐車場	午前6時00分～午後10時00分
A-2 店舗北東隔地駐車場	午前9時00分～午後10時00分
A-3 店舗南東隔地駐車場	午前9時00分～午後10時00分
A-4 店舗南隔地駐車場	午前8時45分～午後10時00分

(変更後)

位置	利用可能時間帯
A-1 店舗東駐車場	午前6時00分～午後10時00分
A-2 店舗北東隔地駐車場	午前9時00分～午後10時00分
A-3 店舗南隔地駐車場	午前8時45分～午後10時00分

(i) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
A-1 店舗東駐車場 出入口	3箇所
A-2 店舗北東隔地駐車場 出入口	1箇所
A-3 店舗南東隔地駐車場 出入口	1箇所
A-4 店舗南隔地駐車場 出入口	2箇所
A-4 店舗南隔地駐車場 入口	1箇所
計	8箇所

(変更後)

区分	出入口の数
A-1 店舗東駐車場 出入口	3箇所
A-2 店舗北東隔地駐車場 出入口	1箇所
A-3 店舗南隔地駐車場 出入口	2箇所
A-3 店舗南隔地駐車場 入口	1箇所
計	7箇所

(4) 変更する年月日

平成30年1月27日

(5) 変更する理由

運営計画の見直しに伴い、駐車場の整理を行うため

2 届出年月日

平成29年5月26日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年5月30日から平成29年10月2日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 岩槻区役所区民生活部総務課観光経済室

住所 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

電話 048(790)0118

FAX 048(790)0260

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年5月30日から平成29年10月2日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966